

山形ロイヤル病院 通所リハビリテーション事業運営規程

令和 6 年 4 月 1 日 現在

(事業の目的)

第 1 条 医療法人財団明理会 山形ロイヤル病院が行う通所リハビリテーション事業所（「介護予防通所リハビリテーション」を含む、以下同様）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業者の従事者が、要介護・要支援状態にある利用者に対し、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の維持・向上を図るとともに、利用者家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 1 事業所において提供する通所リハビリテーションは、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとする。
2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所リハビリテーション計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。また、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。
3 利用者またはその家族に対し、サービスの内容および提供方法について、わかりやすく説明する。
4 適切な看護、介護技術をもってサービスを提供する。
5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6 利用者に適切なサービスが提供できるように関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を密に行う。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。
(1) 名称 医療法人財団明理会 山形ロイヤル病院
(2) 所在地 山形県東根市大森二丁目3番6号

(職員の職種、員数および職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。
(1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の職員の管理・指導および業務の管理を一元的に行う。
(2) 医師 1 名以上
医師は、診察を行い、利用者の健康状態を的確に把握する。
(3) 看護職員 1 名以上
看護職員は、病状と障害の観察を行い利用者の健康状態を的確に把握し、利用者に対し適切な看護を行う。
(4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 名以上
理学療法士等は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能減退の防止および改善するために有効な療法を行う。
(5) 管理栄養士 1 名以上
管理栄養士は、多職種とともに利用者の栄養状態を的確に把握し、利用者に対し適切な栄養改善を行う。
(6) 介護職員 5 名以上
介護職員は、通所リハビリテーションの提供にあたり、利用者の心身の状態を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
(7) 相談員 1 名以上
相談員は、介護支援専門員等との連携、相談・苦情受付等を行う。

(営業日および営業時間)

第 5 条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。
(1) 営業日 月曜日から土曜日（祝祭日を含む）
ただし、12月31日から1月2日までを除く。
(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分とする。
(3) サービス提供時間は居宅サービス計画による。

(利用定員)

第 6 条 1 日の通所リハビリテーション事業を提供する定員は45名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

- 第 7 条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。
- (1) 通所リハビリテーション（または介護予防通所リハビリテーション）計画立案
 - (2) 健康状態の確認
 - (3) 機能訓練サービス
 - (4) 日常生活上の援助（食事介助・排泄介助・清潔介助・入浴介助等）
 - (5) レクリエーション・クラブ活動等
 - (6) 口腔機能向上サービス
 - (7) 栄養改善サービス
 - (8) 送迎サービス
 - (9) 給食サービス
 - (10) 利用者および介護者の相談・支援

(通所リハビリテーション計画の作成等)

- 第 8 条 1 通所リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況ならびに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所リハビリテーション計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所計画を作成する。
- 2 通所リハビリテーション計画の作成、変更の際は、利用者またはその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
 - 3 利用者に対し、通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所リハビリテーションの利用料等)

- 第 9 条 1 事業所が提供する通所リハビリテーション利用料は、厚生労働大臣が定める基準の額とし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである場合は、介護保険告示上の額のうち、各利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。また、次の項目については、別に定める料金表により支払いを受ける。
- ①食費
 - ②レクリエーション・行事等に係る費用
 - ③サービスに係る材料費用
 - ④臨時的に外来受診した場合の医療費
 - ⑤おむつ代
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 10 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
- 東根市全域、村山市の以下の地域
楯岡荒町、楯岡五日町、楯岡大沢川、楯岡新高田、楯岡新町、楯岡楯、楯岡俵町、楯岡十日町、楯岡中町、楯岡馬場、楯岡東沢、楯岡笛田、楯岡二日町、楯岡晦日町、楯岡、一本柳、小松沢

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 11 条 1 通所リハビリテーション利用のキャンセルについては、前日か、当日午前9時までに事業所へ連絡をする。また、当日の食事キャンセルについては、午前11時30分以降はできないものとする。
- 2 事業所と家族の連絡は、指定の連絡帳を使用する。
 - 3 緊急時の場合は、事業所の指示に従う。
 - 4 敷地内は、全面禁煙とする。

(サービス提供記録の記載と開示)

- 第 12 条 1 通所リハビリテーションを提供した際には、その提供日および内容、当該通所リハビリテーションについて、利用者 に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な事項を記録する。
- 2 サービス提供記録の開示請求を受けた場合は提示する。ただし、開示請求可能な者は本人または法定代理人もしくは任意代理人とする。

(苦情処理)

- 第 13 条 提供した通所リハビリテーションに関する利用者またはその家族からの苦情を処理するための体制を確立する。

(損害賠償)

第 14 条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には管理者と協議し、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第 16 条 通所リハビリテーションの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師に報告し適切な処置を講じる。

(非常災害対策)

第 17 条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報および避難の訓練(年 2 回)
- (2) 消防設備、施設等の点検および整備
- (3) 従業者の火気の使用または取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務
- (5) (1) に規定する訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 18 条 1 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ、利用者またはその代理人および利用者家族の了承を得るものとする。

(身体拘束等)

第 19 条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管する。

(虐待の防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 事業所は虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(就業環境の確保)

第 22 条 事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 1 通所リハビリテーション事業者は、職員の資質向上を図るため研修の機会を確保する。
2 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約に明記する。
3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、(1) 令和 5 年 6 月 1 日 施行する。
(2) 令和 5 年 6 月 19 日 一部改正
(3) 令和 5 年 7 月 1 日 一部改正
(4) 令和 5 年 8 月 6 日 一部改正
(5) 令和 5 年 9 月 1 日 一部改正
(6) 令和 5 年 10 月 1 日 一部改正
(7) 令和 5 年 10 月 6 日 一部改正
(8) 令和 5 年 12 月 1 日 一部改正
(9) 令和 6 年 1 月 1 日 一部改正
(10) 令和 6 年 2 月 10 日 一部改正
(11) 令和 6 年 3 月 1 日 一部改正
(12) 令和 6 年 4 月 1 日 一部改正